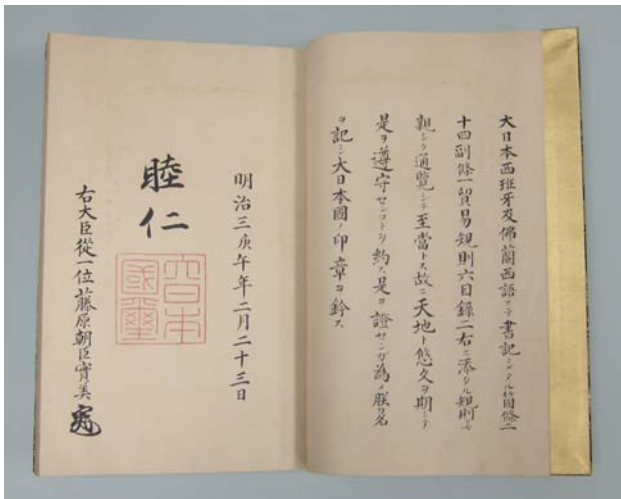


大日本国西班牙国条約書（調印書）



（日本側批准書）



（スペイン側批准書）

【上段】

大日本国<sup>スペイン</sup>西班牙国条約書（修好通商航海条約）調印書

一八六八年一月二日（明治元年九月二八日）、神奈川において、日本側全権東久世通禧外国官副知事、寺島宗則外国官判事、井関盛良外国官判事、スペイン側ケベード（José Heriberto Garcia de Quevedo）在清国及安南国特命全権公使が調印、これにより両国の間に外交関係が樹立された。

【下段・右】

大日本国<sup>スペイン</sup>西班牙国条約書（修好通商航海条約）スペイン側批准書

一八七〇年四月八日（明治三年三月八日）、スペイン側から日本側に渡された批准書。蠟缶には、元首の承認の証である国璽を押しした蜜蠟が封ぜられている。

【下段・左】

大日本国<sup>スペイン</sup>西班牙国条約書（修好通商航海条約）日本側批准書

一八七〇年四月八日（明治三年三月八日）に交換した日本側の批准書。明治天皇の御名（睦仁）と国璽（印）、三条実美右大臣の副署が見られる。

いずれも外交史料館特別展示「日本とスペイン―外交史料に見る交流史―」で展示された（詳細は本号掲載の同特別展示記事参照）。